

浄化槽設置業者の方へ

錦町役場 地域整備課

浄化槽設置に係る工事見積書の明記について（依頼）

日頃より、本町の下水道行政にご協力いただきありがとうございます。
さて、錦町では浄化槽設置に伴う設置費用について助成を実施しておりますが、設置者より提出される浄化槽設置工事見積書の工事費用が明確ではない状況であります。
つきましては、浄化槽設置に掛かる工事費用明確化のため下記の点を踏まえ、見積書を作成いただきますようお願いいたします。

記

【見積書の設置費見積書明記】

- ア. 本体費用：浄化槽の本体費用
- イ. 工事費用：浄化槽本体の設置に必要な工事費用
(ただし、流入又は放流に係る管渠、ます及びポンプ設備に係る費用を除く。)
- ウ. ポンプ設備費用：流入又は放流を制御するために浄化槽の槽外に設けられるポンプ設備（浄化槽本体と一体で設置されるものに限る。）の本体費用
(ただし、ポンプ設備に必要な工事費用、流入又は放流に係る管渠の費用、凍結防止対策等に必要な工事費用を除く。)
- エ. 流入管渠費用：排水設備から浄化槽本体にかけての管渠の費用及びありますがある場合はますも含めた設置費用（本体費用及び工事費用。）。また、その管渠（ますも含む）の延長と単位メートル当たりの管渠費用。
- オ. 放流管渠費用：浄化槽本体から放流先（敷地境界）までの放流に係る管渠及びありますがある場合はますも含めた設置費用（本体費用及び工事費用。）。また、その管渠（ますも含む）の延長と単位メートル当たりの管渠費用。